

「平成30年度第2回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成31年3月28日（木） 10：30～11：00

II 場 所 熊本市役所4階 モニター室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市経済観光局産業部商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

（審議事項）

「APタウン田井島」の変更届出に対する本市の意見案について

（報告事項）

「APタウン田井島」現地確認について

「ホームプラザナフコ健軍店」現地確認について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

（ア）「APタウン田井島」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下3点の留意事項を付記。

（1）騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。

（2）樹木の植栽を含む緑化については、開店後においても通行者への安全対策を十分に講じた上で、樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。

（3）本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大

型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

[質 疑]

配置図の中で、敷地南側の道路沿いに歩道上空地があるが、何か指導をされたのか？開業当時からあったものか？

[回 答]

ご指摘の歩道上空地については、歩道がない道路であるため歩行者の安全性確保のため土木センターと協議の上設置したと聞いている。7月の開業時から設置しているもので今回の変更によるものではない。

[総 括]

本件について、市の意見はなし。

また留意事項としては本日配布しております意見案に記載の内容を設置者へ通知することといたします。

(イ)「APタウン田井島」現地確認について

[事務局説明]

● 「APタウン田井島」については、留意事項として次の3点を通知していた。

- (1) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
- (2) 樹木の植栽を含む緑化については、開店後においても通行者への安全対策を十分に講じた上で、樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。また、今後の計画変更後においては、条例に従い変更前と同規模の緑地が確保されるよう留意願う。
- (3) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

(2) C棟周辺が工事中の為、緑化が完了していない。引き続き確認を行ってまいりたい。

[質 疑]

なし

[総 括]

C棟周辺に施工予定である緑地について、引き続き確認を行っていく。

(ウ)「ホームプラザナフコ健軍店」現地確認について

〔事務局説明〕

- 「ホームプラザナフコ健軍店」については、留意事項として次の3点を通知していた。
 - (1) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 樹木の植栽を含む緑化については、開店後においても通行者への安全対策を十分に講じた上で、樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。
 - (3) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

(2) の緑化について、中木が植栽されていた。

(3) 地元住民の意見収集に関して、近隣住民から要望があった際に次のような対応をされている。1. 排気のダクトを住居とは反対側に変更 2. 住居玄関前の室外機前に防音フェンスを設置 3. 敷地との境界にネットフェンス設置 4. 住居北側との境界に防音フェンスを設置。

〔質 疑〕

なし

〔総 括〕

「ホームプラザナフコ健軍店」について、今回の報告を以って終了。